

第 号  
年 月 日

様

野田市長 ㊟

### 空家等の立入調査について

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」といいます。）第9条第2項の規定により、あなたが所有（管理）する空家等（敷地及び建物をいいます。以下同じです。）に対し、次のとおり立入調査を実施いたしますので通知します。

この立入調査は、あなたが所有（管理）する空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている可能性があり、改善を図る必要がある状態であるかを確認するために行うものです。

立入調査に立ち会いいただける場合又は空家等の所有（管理）の状況等について事実と相違している場合は、ご連絡くださるようお願いします。

なお、連絡がない場合においても、調査のために敷地に立ち入る場合がありますのでご了解ください。

#### 1 対象となる空家等

所在地

用途

所有者（管理者）の住所及び氏名

#### 2 空家等の状況

#### 3 立入調査日時

備考 法第16条第2項の規定に基づき、この立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処せられることがあります。